

子育て世代包括支援センター開設

●問い合わせ 健康保険課 母子保健係 (子育て・健診センター内)
子育て世代包括支援センター ☎096(294)1075



「子育て世代包括支援センター」は、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談の窓口です。保健師、助産師、管理栄養士などが関係機関と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。

こんな心配ありませんか？

初めての妊娠・出産
わからないことばかりで不安

離乳食の進め方がわからない
離乳食を食べてくれない

妊娠中や産後は
どんな栄養素が必要なの？

母乳やミルクは足りているのか、
体重は増えているのか心配

町のサービスで
利用できるものを知りたい

子育てに息が詰まる…
話を聞いてもらいたい



妊娠中や産後は、いろいろ不安や心配になることがありますよね。
ひとりで抱え込まず、ささいな事でも構いませんので、ご相談ください。
お母さんやお子さんが元気に過ごせるように、応援しています。

- 開設日 平日 午前9時～午後5時 ※年末年始を除く
- 場所 子育て・健診センター1階
- 利用の流れ まずはお電話ください。
来所相談を希望される場合は、日時をご案内します。



保健事業と介護予防の一体的実施のご紹介

●問い合わせ 役場地域包括支援センター ☎096(292)0770

町では今年4月より後期高齢者医療保険加入者で健診を受けた人に生活習慣病の重症化予防や介護予防を目的とし、保健師・栄養士の訪問による健診結果の数値の見方や食事の摂り方などに関する保健指導や栄養指導に取り組んでいます。



●保健指導を受けてみて
吉良英昭さん

健診を受けた後のアフターケアが大切。数値だけを見ていても分からないことが多い。食事は、野菜の量が少ないことが分かった。詳しく聞くことができて良かった。

◀管理栄養士より、健診結果をもとに食事や1日に必要な野菜の量の取り方の説明を受ける吉良さんご夫婦。

●ミニデイで生活習慣病や介護を予防



▲瀬田公民館でのミニデイ

地域のミニデイでは、高血圧などの生活習慣病予防や介護予防の講話を行っています。参加者からは「具体的な例で分かりやすかった」「現在の食事の見直しができた」「塩分取り過ぎに改めて気付かされました」との声が聞かれました。

身体や食事について、
皆さんと一緒に考え、
健康づくりのお手伝い
をします。気軽にお尋ねください！

役場地域包括支援センター
管理栄養士
にしのリカ
西野 利花



こども医療費助成の対象を満18歳まで引き上げ

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

こども医療費に対する助成対象年齢を10月1日から、「中学校3年生(満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)」から「高校3年生相当年齢(満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)」に引き上げました。高校などに在学している人に限らず、就労している人なども対象となります。

■「こども医療費受給者証」を送付しています

- ・対象者全員に新しい「こども医療費受給者証」(黄緑色)を9月下旬に送付しています。加入保険や住所、氏名などに変更がある場合は届け出をお願いします。
- ・中学生までの対象者が持っている以前の受給者証(オレンジ色)は、保護者が適正に処分するか、役場健康保険課 国保・医療係まで返却してください。

新たに対象となる人(高校生相当の年齢)は申請が必要です

新たに対象となる高校生相当の年齢(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の人は申請が必要です。まだ申請をしていない場合、「こども医療費受給者証」は送付していません。

- 申し込み 役場健康保険課 国保・医療係
- 持ってくるもの 子どもの健康保険証、認め印(スタンプ不可)
保護者名義の口座が分かるもの(通帳、キャッシュカードなど)

■医療費の助成を受けるために

- 県内医療機関の外来診療(医科、歯科、調剤) 健康保険証と「こども医療費受給者証」を医療機関の窓口で提示すると、一般的に自己負担額の支払いは発生しません(保険適用分のみ)。
- 入院、療養費や県外医療機関の診療の場合 医療機関に自己負担分をお支払いください。その後、「こども医療費助成申請書兼請求書」に医療機関の証明をもらうか、医療費の明細が記載された領収書(レシート不可)を添えて、認め印(スタンプ不可)を持参して役場健康保険課に申請してください。後日、自己負担分を振り込みます。
- 請求期間 医療を受けた月の末日から起算して1年以内
- 注意点
 - ・医療費が高額になった場合、加入している健康保険から医療費の給付が発生することがあります。その場合は、健康保険からの支給額が記載された明細書などを添えて申請してください。
 - ・学校(幼稚園、保育園、高等学校などを含む)管理下でのけがなどは、助成対象とならない場合があります。

国民健康保険・後期高齢者医療制度

傷病手当金の支給対象期間延長

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人が、新型コロナウイルス感染症に感染、もしくは発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため働くことができず、給与などの全部または一部を受け取ることができなくなった場合の手当として「傷病手当金」を支給します。対象期間は、令和3年12月31日までに延長されました。

●対象者

- 次の要件を全て満たす人
- ・国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被用者(給与の支払いを受けている人)
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われることにより療養のため会社などを休み、給与収入が減少した人
- ・休んでいた期間が3日間連続しており、4日目以降も働くことができず、4日目以降の日が令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間にあること

●国民健康保険以外に加入している人

協会けんぽや共済組合などに加入している人は、勤務先に確認をお願いします。

●支給額

$$\text{支給額} = \frac{\text{直近の継続した3カ月の給与収入合計額}}{\text{労務日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{適用日数}$$

※給与などの全部または一部を受けとることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

●適用期間

令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間で、療養のため労務に服することができない期間

●申請

支給を受けるには、申請が必要です。申請を希望される人は、必ず事前にお問い合わせください。